

<注意！>別紙二「技術職員名簿」に記載した技術者は記入しないでください。

令和 3年 8月 1日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	五ヶ瀬 太郎	S54.1.1	15
2	日之影 次郎	審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数から算出した数値	19
3	高千穂 三郎		30
4			
5			
6			

< この様式の記入対象となる者 >

以下の (I) (II) のいずれも満たす者を記入します。

※ 該当者がいない場合又はCPD単位取得者もレベル向上者もともに0人の場合は、当様式は作成不要です。

(I) 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(役員、個人事業主を含む)

(II) 審査基準日における許可を受けた建設業の主任技術者又は監理技術者の要件を満たす技術者(登録基幹技能者を含む。)又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者であって、別紙二「技術職員名簿」に記載していない者

20			
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			64
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			100
CPD単位総計 (①+②)			164

別紙二「技術職員名簿」に記載した技術職員が取得したCPD単位取得数の合計を記入してください。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級技能者(別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定されたCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

→ 別紙三の項番61の「CPD単位取得数」と一致します。

CPD認定団体

CPD認定団体	修得を認定された単位数を除す数値 (A)	CPD認定団体	修得を認定された単位数を除す数値 (A)
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12
一般財団法人建設業振興基金	12	公益社団法人日本造園学会	50
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50
一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人農業農村工学会	50
公益社団法人地盤工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20	公益社団法人建築家協会	12
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人全日本建設技術協会	25	一般社団法人電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益社団法人土木学会	50	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人日本技士会	50		

技術者が取得したCPD単位 = CPD認定団体によって修得を認定された単位数 ÷ 上記(A)の数値 × 30
(1人当たり30単位が上限)

【五ヶ瀬 太郎】

- CPD認定団体 : (一社)全国土木施工管理技士会連合会
- ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 10
- ①の団体に設定された除する数値(上表参照) : 20
- 算出の仕方
 $10 \div 20 \times 30$ (※30は既定値) = **15単位**

【日之影 次郎】

- CPD認定団体 : (公社)日本建築士会連合会
- ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 8
- ①の団体に設定された除する数値(上表参照) : 12
- 算出の仕方
 $8 \div 12 \times 30$ (※30は既定値) = **19単位**
(小数点切り捨て)

【高千穂 三郎】

- CPD認定団体 : (公社)土木学会
- ①により審査基準日前1年間に修得を認定された単位数 : 70
- ①の団体に設定された除する数値(上表参照) : 50
- 算出の仕方
 $70 \div 50 \times 30$ (※既定値) = 42単位
→ **1人当たり30単位が上限のため、30単位**